

地域密着型通所介護及び第1号通所事業の事業 よつばあたご苑デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人よつばゆりかご会よつばあたご苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（総合事業にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 よつばあたご苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 新座市あたご3丁目4-6

(運営法人)

社会福祉法人 よつばゆりかご会
理事長 大谷 由香

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - ・管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。
 - ・利用に係る申込の調整や従業者に、この規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
介護職員 3人以上
利用者の入浴、排せつ等の介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(第1号通所事業においては、「指定事業者等によって提供されるサービスに要する費用の額」)によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

- (1) 入浴(一般浴・機械浴)
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康状態チェック
- (4) 食事等の提供
- (5) 生活指導(相談・援助等)
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- (1) 食事代 650円/日
- (2) おむつ代 実費
- (3) 利用者の希望する日用品に要する費用 実費
- (4) 教養娯楽費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は新座市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 サービスの提供に係る利用者及び利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(衛生管理等)

- 第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

- 第16条 利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人よつばゆりかご会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年3月23日から施行する。

この規程は、令和 3年9月1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月1日から施行する。

この規程は、令和 4年11月1日から施行する。

この規程は、令和 6年1月1日から施行する。